「健康秋田21計画」の計画期間の延長及び改定スケジュール(案)について

健康秋田21計画企画評価分科会

標記の件について、分科会で協議した結果、次の事務局案のとおり進めることを承認した。

1 国の動向

自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画と次期国民健康づくり運動プラン(以下「次期プラン」という。)の計画期間を一致させようとする方針の下、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針である「健康日本21 (第二次)」が令和3年8月4日に改正され、計画期間が1年延長された(※)。

計画期間の延長に伴い、健康増進法の規定に基づく都道府県健康増進計画についても、「次期プラン」の開始に合わせて計画期間を開始できるよう当該計画の策定作業を進める旨、厚生労働省から要請されている。

※(旧)平成25年度から平成34年度 → (新)平成25年度から令和5年度

2 「健康秋田21計画」の計画期間の延長と改定について(案)

本県の都道府県健康増進計画である第2期「健康秋田21計画」については、改正前の「健康日本21 (第二次)」と合わせた計画期間(平成25年度から平成34年度)としていることから、厚生労働省からの要請に沿って新計画の策定作業を進めることにしたい。

具体的には、新計画の策定作業を国の「次期プラン」の策定作業を踏まえたものとするため、現計画を1年間延長して計画期間を令和5年度までとし、令和5年度中に現計画の最終評価と新計画の策定作業を進めるものとする。

なお、現計画の計画期間の延長については、厚生労働省の要請どおり計画期間の延長 のみ(当該部分の文言整理程度)に留め、目標の再設定や目標期間の延長等は実施しな いことにする。

3 改定スケジュールについて(案)

令和4年度第1回分科会(令和5年1月~2月)

・現計画の計画期間延長に係る改定案の検討

令和4年度第1回健康づくり審議会(令和5年3月)

・第1回分科会での審議内容についての報告・改定案の承認

※現計画の最終評価、及び最終評価の結果を受けた新計画の策定作業は令和5年度に 行う。(令和5年度に新計画を策定し、令和6年度を開始年度とする。)

4 その他

令和5年度に策定が予定されているその他の関係する計画は以下のとおり。

- ○秋田県医療保健福祉計画(計画期間:H30~R5年度)
- ○第3期秋田県医療費適正化計画(計画期間:H30~R5年度)
- ○第3期秋田県がん対策推進計画(計画期間:H30~R5年度)